**南相馬市大型園芸施設整備事業（鹿島区南海老）**
**公募型プロポーザル　募集要項**

平成 27 年 9 月 29 日

## 1　事業目的

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に起因する津波に加え、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の拡散により、市内の農地及び農産物は、風評被害を含め甚大な被害を受けた。さらに、このことが農業者の営農意欲の低下を招いていることから、一刻も早い農業再生への効果的な取組が必要である。

このような状況を打開するため、市は復興総合計画において「施設園芸作物の生産など新たな農業への転換と安全安心な農畜産物の生産」の推進に取り組み、農業を再生させることを掲げている。

本事業では周年栽培に対応し、一定の品質と供給量を確保するとともに、省エネルギー化による経費削減を可能とする大型園芸施設を整備することにより、安全安心な農産物の安定供給体制を構築し、農業者の営農意欲を向上させるとともに、就労の場を創出することで、農業の再生を目指す。

## 2　事業名称

南相馬市大型園芸施設整備事業（鹿島区南海老）

## 3　事業内容

### （1）施工場所

①所 在 地　　福島県南相馬市鹿島区南海老字北原、北町、南町、竹ノ内、福田、西畑地内
②敷地面積　　44,919 ㎡（有効敷地面積）
③現　　況　　宅地、雑種地外
④そ の 他　　上水道　上水道管が事業用地近辺に配管済み。（造成計画図書一式のとおり）
　　下水道　下水道管が配管されていないため、浄化槽による対応が必要である。
　　水　源　事業用地内に水源あり。（水源調査図書一式のとおり）

### （2）業務概要

①　本業務に関する全ての施設及びその他附帯設備の実施設計の作成
②　本業務に関する全ての工事（本体建設工事、電気設備工事、機械設備工事、給排水設備工事、外構工事、その他必要な工事等（上水道設備、浄化槽等））
③　本業務に関する全ての設計及び施工の監理
④　本業務に関する全ての設計図書、工事関係書類、工事写真、全ての施設及びその他附帯設備の取扱説明書、生産技術指導計画書等の作成
⑤　その他本事業で必要な業務（必要となる申請業務を含む）

### （3）施設概要

ア　生産施設

①葉菜類生産施設（小ネギ、カキチシャ）
　太陽光を利用した水耕栽培施設であり、葉菜類（小ネギ、カキチシャ）の生産を行う設備を有すること。

②果菜類生産施設（トマト）
　太陽光を利用した水耕栽培施設であり、果菜類（トマト）の生産を行う設備を有すること。

イ　育苗施設

3(3)アの各施設の栽培に必要な苗を育てる施設であり、発芽及び育苗に必要な設備を

有すること。

ウ　集出荷施設

生産された農産物を選果・出荷等の作業を行う施設であり、それらの作業に必要な設備を有すること。

エ　その他必要な施設

管理棟（事務や応接に対応し、給湯、空調設備、トイレ等、施設の利用に必要な設備を備えること。）

オ　附帯設備

アからエの施設を稼働及び管理するために必要な設備。

**（4）施工形態**

単独企業、又は特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）

**（5）予定履行期間**

契約締結日から平成 28 年 11 月 30 日(水)までに検査を完了し、市に引渡すものとする。ただし、葉菜類生産施設、育苗施設、集出荷施設及びこれらに必要となる付帯設備については、平成 28 年 8 月 31 日(水)までに検査を完了し、市に引き渡すものとする。

**（6）契約上限額**

１，２００，０００，０００円（消費税及び地方消費税を含む）

※３(２)①から⑤に係る業務の総額とする。

※契約上限額を超える提案は受け付けない。

**（7）本事業に関連する規程**

本事業に関連する規程は以下のとおりである。

① 南相馬市大型園芸施設整備事業（鹿島区南海老）公募型プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）

② 南相馬市大型園芸施設整備事業（鹿島区南海老）公募型プロポーザル参加表明書及び企画提案図書作成の手引き（以下「手引き」という。）

③ 南相馬市大型園芸施設整備事業（鹿島区南海老）公募型プロポーザル仕様書（以下「仕様書」という。）

④ 南相馬市大型園芸施設整備事業（鹿島区南海老）公募型プロポーザル特記要件（以下「特記要件」という。）

**（8）担当部課**

南相馬市経済部農政課　再生係

〒975-8686　南相馬市原町区本町二丁目 27 番地（南相馬市役所北庁舎 1 階）

電　話　0244-24-5261

ＦＡＸ　0244-23-7420

メールアドレス　nosei@city.minamisoma.lg.jp

## 4　スケジュール

| 内容 | 期間等 |
|---|---|
| ①プロポーザル募集要項の公表 | 平成 27 年 9 月 29 日(火) |
| ②現地説明会 | 平成 27 年 10 月 5 日(月)午後 2 時から |
| ③質問書の受付 | 平成 27 年 9 月 29 日(火)から<br>平成 27 日 10 月 7 日(水)午後 5 時まで |
| ④質問書に対する回答 | 平成 27 年 10 月 9 日(金) |
| ⑤参加表明書の受付 | 平成 27 年 9 月 29 日(火)から |

| | |
|---|---|
| | 平成 27 年 10 月 14 日(水)午後 5 時まで |
| ⑥参加資格の有無の回答 | 平成 27 年 10 月 16 日(金) |
| ⑦企画提案書等の受付 | 平成 27 年 9 月 29 日(火)から<br>平成 27 年 10 月 28 日(水)午後 5 時まで |
| ⑧審査（プレゼンテーション・ヒアリング） | 平成 27 年 10 月下旬～11 月上旬<br>※時間は個別に連絡する。 |
| ⑨候補者選定結果の通知 | 平成 27 年 11 月上旬 |
| ⑩仮契約 | 平成 27 年 11 月中旬 |
| ⑪本契約締結 | 平成 27 年 12 月下旬 |

## 5　現地説明会

本事業の現地説明会を開催する。なお、現地説明会には、以下のとおり事前に申込みを行った者のみ参加できるものとする。

### （1）開催予定日

平成 27 年 10 月 5 日(月)　午後 2 時から（1 時間程度、雨天決行）

### （2）集合場所

南相馬市鹿島区南海老字北町 26-1（事業用地位置図のとおり）

### （3）事前申込み

①日　時　平成 27 年 9 月 29 日(火)から平成 27 年 10 月 1 日(木)まで。
②方　法　「現地説明会申込書（手引き 様式 4)」に必要事項を記入の上、ＦＡＸ、又は電子メールで提出すること。提出後には、必ず受信確認を行うこと。
③申込先　経済部農政課　再生係（南相馬市役所北庁舎 1 階）

## 6　質問及び回答について

3 (７)に掲げる①から④の規程の内容について、質問を受け付ける。

### （1）受付

①期　間　平成 27 年 9 月 29 日(火)から平成 27 年 10 月 7 日(水)まで
②方　法　「質問書（手引き　様式 5）」に必要事項を記入の上、電子メールで提出すること。提出後には、必ず受信確認を行うこと。
③提出先　経済部農政課　再生係（南相馬市役所北庁舎 1 階）

### （2）回答

平成 27 年 10 月 9 日(金)までに、南相馬市ホームページに質問に対する回答を掲載する。

## 7　応募条件（プロポーザル応募資格要件）

### （1）応募者の構成

応募者は、本事業を実施することを予定する単独企業、又は設計業務及び施工業務を行う者それぞれ 1 者によって自主的に結成された共同企業体とする。なお、共同企業体による応募の場合は、施工業務を行う者を代表者（以下「共同企業体代表者」という。）とする。

### （2）単独企業及び共同企業体の全ての構成員に共通する応募資格要件

応募者は、本事業の参加表明書の受付までに、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。また、参加表明書の受付から契約締結までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、応募資格を取り消すものとする。

① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
② 南相馬市建設工事等暴力団排除措置要綱（平成 18 年 1 月 1 日制定）に定める指名回避措置要件に該当しない者であること。
③ 国税等に未納がない者であること。
④ 単独企業にあっては、平成 27・28 年度南相馬市入札参加資格者名簿に登録されている者とし、共同企業体にあっては、平成 27 年度南相馬市特定建設工事共同企業体入札参加資格者名簿に登録してある者とし、公告の日から入札執行の日までの間に、有資格業者に対する指名停止に関する要綱（平成 18 年南相馬市告示第 4 号）による指名の停止を受けていない者であること。
⑤ ④の名簿に登録されていない者については、入札参加資格審査申請をし、参加表明書の受付期限までに受理を受けた者であること。
⑥ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き中の者ではないこと。（南相馬市長が工事請負資格を有すると認めた場合を除く。）
⑦ 本事業を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有している者であること。

**（3）業務の応募資格要件**

応募者のうち、単独企業による参加の場合は、次に掲げる「ア 設計業務を行う者の応募資格要件」及び「イ 施工業務を行う者の応募資格要件」の両方の資格要件を満たす者とする。共同企業体にあっては、設計業務又は施工業務を行う者については、それぞれ次に掲げる要件を満たす者を構成員として有する者とする。

ア 設計業務を行う者の応募資格要件

設計業務を行う者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。ただし、次の①の資格要件は、共同企業体による応募の場合の設計業務を行う者に求める要件であり、単独企業による応募の場合は、満たす必要はないものとする。

① 参加表明書の受付までに、平成 27 年度南相馬市入札参加有資格者名簿において、次に示す登録をしている者であること。

| 登録部門 | 登録業務内容 | 備考 |
|---|---|---|
| 建設関係コンサルタント | 建築一般 | |

② 公告日時点において、「建築一式工事」に関し、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条に規定する建築士事務所の登録を受けていること。
③ 平成 17 年 4 月 1 日から公告日までに、日本国内において、単独企業、又は共同企業体の代表設計者として、「施設面積 10,000 平方メートル以上であり、葉菜類又は果菜類（トマト）の栽培を行う太陽光利用型水耕栽培施設及び付帯設備」（以下「園芸施設」という。）の建設工事の実施設計業務を完了した実績を有すること。

なお、実施設計業務を建設工事の請負契約の下で実施した実績がある場合については、実施設計の業務実績を有するものとみなす。

イ 施工業務を行う者の応募資格要件

① 参加表明書の受付までに、平成 27 年度南相馬市入札参加有資格者名簿において、次に示す工事種類が登録されている者であること。また、当該工事種類に対応する建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「業法」という。）第 15 条に規定する特定建設業の許可を有し、業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査における直近の総合評定値が次に示す点数以上の者であること。

| 工事種類 | 建設業許可 | 総合評定値 |
|---|---|---|
| 建築一式工事 | 特定建設業 | ７６２ |

② 平成 17 年 4 月 1 日から公告日までに、日本国内において、単独企業又は、共同企業体の代表構成員として、園芸施設の建設工事を施工した実績を有すること。
③ 次に掲げる要件を全て満たす監理技術者等を、業法の定めるところにより専任で配置すること。

・一級建築施工管理技士又は一級建築士いずれかの資格を有し、建築工事業に対応した監理技術者資格証の交付を受け、監理技術者講習修了証を取得していること。
・常勤の自社社員であり、企画提案書提出日の前日から起算して前３か月以上の雇用関係があること。
・平成 17 年 4 月 1 日から公告日までに、日本国内において、園芸施設の建設工事において、監理技術者、主任技術者又は現場代理人のいずれかの立場で従事した実績を有すること。

### （4）応募資格要件の概要

７（３）に掲げた応募資格要件の概要は、次の表のとおり。

【業務の応募資格要件の概要表】

<table>
<tr><th></th><th colspan="3">設計業務に係る要件</th><th colspan="4">施工業務に係る要件</th></tr>
<tr><th></th><th colspan="2">項目</th><th>単独企業</th><th>共同企業体</th><th colspan="2">項目</th><th>単独企業</th><th>共同企業体</th></tr>
<tr><td rowspan="2">資格要件</td><td colspan="2">南相馬市入札参加資格者名簿【建築関係コンサルタント部門「建築一般」】の登録</td><td>不要※</td><td>業務を実施する構成員に必要</td><td colspan="2">南相馬市入札参加資格者名簿【建設工事部門の「建築工事一般」】の登録</td><td>必要</td><td>業務を実施する構成員に必要</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築士事務所登録</td><td colspan="2">必要</td><td colspan="2">総合評定値(P 値)（建築一式）<br>建設業許可（特定建設業）</td><td colspan="2">762 点以上<br>必要</td></tr>
<tr><td rowspan="6">実績要件</td><td colspan="2">受注対象</td><td>事業者</td><td>代表設計者</td><td colspan="2">受注対象</td><td>事業者</td><td>共同企業体の代表者</td></tr>
<tr><td colspan="2">対象施設</td><td colspan="2">園芸施設</td><td colspan="2">対象施設</td><td colspan="2">園芸施設</td></tr>
<tr><td colspan="2">施設面積</td><td colspan="2">10,000 ㎡以上</td><td colspan="2">施設面積</td><td colspan="2">10,000 ㎡以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">栽培品目</td><td colspan="2">葉菜類、果菜類（トマト）</td><td colspan="2">栽培品目</td><td colspan="2">葉菜類、果菜類（トマト）</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務範囲</td><td colspan="2">日本国内での実施設計</td><td colspan="2">業務範囲</td><td colspan="2">日本国内での施工</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務期間</td><td colspan="2">平成 17 年 4 月 1 日から公告日まで</td><td colspan="2">業務期間</td><td colspan="2">平成 17 年 4 月 1 日から公告日まで</td></tr>
<tr><td>技術者要件</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>監理技術者</td><td>【資格】一級建築施工管理技士または一級建築士<br>【実績】平成 17 年 4 月 1 日以降、園芸施設の新設工事に監理技術者、主任技術者又は現場代理人のいずれかの立場で従事した実績</td><td colspan="2">必要（1 件以上）</td></tr>
</table>

※単独企業の場合は、「設計業務に係る要件」の資格要件にある「南相馬市入札参加資格者名簿【建築関係コンサルタント部門「建築一般」】」の登録は不要であるが、「施工業務に係る要件」の資格要件となる「南相馬市入札参加資格者名簿【建設工事部門の「建築工事一般」】」に登録されていなければならない。

## ８　参加表明書の作成と提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下の書類を作成し提出すること。

### （1）提出書類

ア　参加表明書(手引き　様式 1-1)
イ　法人登記簿謄本（申請前 3 か月以内のもの）
ウ　印鑑証明書（発行後 3 か月以内のもの）
エ　直近３期分の決算書
オ　応募資格要件を満たすことを証する書類
①応募資格要件を満たす旨の誓約書（手引き　様式 1-2）
②同意書（手引き　様式 1-3）
③建設業許可証明書の写し
④「平成27・28年度入札参加資格審査申請書の受理票」の写し、又は「平成27年度南相馬市特定建設工事共同企業体入札参加登録申請書の受理票」の写し

⑤平成27・28年度入札参加資格審査申請時の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写し、又は公告日以前の直近の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写し
⑥監理技術者等を証する書類の写し
⑦建設業許可申請書の別表
⑧建築士事務所登録証の写し
⑨平成 27・28 年度南相馬市入札参加資格認定通知書（建築関係コンサルタント部門「建築一般」）
※共同企業体による申請の場合のみ
⑩税の納税証明書
※法人の場合は税務署様式「その３の３」、個人の場合は、税務署様式「その３の２」を提出する。
⑪南相馬市税の納税証明書
※南相馬市から課税されていない場合は不要。
⑫委任状（手引き　様式 3-1）
※共同企業体による申請の場合のみ。
⑬委任状（手引き　様式 3-2）
⑭設計実績調書（手引き　様式 8）
⑮施工実績調書（手引き　様式 9）

カ　企業概要（最新の営業所等）が分かるパンフレット

（２）受付期間

平成 27 年 9 月 29 日(火)から平成 27 年 10 月 14 日(水)まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（午後 0 時から午後 1 時までを除く。）。

（３）提出場所

南相馬市経済部農政課　再生係
福島県南相馬市原町区本町二丁目 27 番地（南相馬市役所北庁舎 1 階）

（４）提出部数

１部

（５）提出方法

必ず持参すること（郵送は不可）

（６）参加資格の結果

参加資格の有無については、平成 27 年 10 月 16 日(金)までに通知する。

（７）参加表明書の虚偽

参加表明書に虚偽の記載が認められた場合、参加表明書は無効とする。

## ９　企画提案図書の作成と提出

（１）企画提案図書の内容と構成

企画提案図書は、特記要件、手引き及び次の内容に基づき作成すること。

ア　実績に関する書類
①設計実績調書（手引き　様式 8）
②施工実績調書（手引き　様式 9）

イ　企画提案書（任意様式）
①実施方針に関すること
・事業の目的、内容、条件等の理解度について

・事業工程の実効性について
②地域貢献に関すること
・地元産業の活用について
・建設業法上の本店、支店、営業所所在地について
③生産経営に関すること
・各施設の構成、構造等に関すること
・生産機能に関すること
・経営計画に関すること

ウ　技術提案書（任意様式）
①栽培技術指導について
②病害虫対策について
③経費削減策について
④保証内容について

エ　工程表（任意様式）
9（1）イ①の内容をもとに、事業完了に至るまでのスケジュールを「設計工程」と「施工工程」を分けて記載すること。また、各施設の工種区分が分かるようにすること。

オ　参考図面
施設の平面図、立面図、施設配置図、設備配置図(栽培、発芽育苗、集出荷に必要な設備)、作業動線が分かる図面、その他参考となる図面を提出すること。

カ　概算見積書（手引き　様式 10(1)(2)(3)）
①見積金額
企画提案図書の内容を実施する場合の工事費等の概算見積金額と内訳金額を作成すること。
②積算方法
見積書の作成にあたっては、工事区分、工種、種別等に対する施設工数量、施工数量に対応する単価及び金額を記入すること。

**（2）提出期間**

平成 27 年 9 月 29 日(火)から平成 27 年 10 月 28 日(水)まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、午後 0 時から午後 1 時までを除く。）。

**（3）提出場所**

南相馬市経済部農政課　再生係
福島県南相馬市原町区本町二丁目 27 番地（南相馬市役所北庁舎 1 階）

**（4）提出部数**

正本 1 部（製本）、副本 13 部（製本 12 部、製本なし（バラ）1 部）及び電子媒体（CD-R 又は DVD-R）に記録した PDF 1 部とする。

**（5）提出方法**

必ず持参すること（郵送は不可）

**（6）留意事項**

ア　使用言語等
本プロポーザルに関する全ての意思疎通は書面によるものとし、用いる言語は日本語とする。また、通貨は円、日時は日本標準時、計量単位は設計図書等に特別の定めがある場合は除き計量法に定めるものとする。

イ　企画提案図書等の変更
提出後に企画提案図書等の変更、差し替え、再提出は認めない。ただし、やむを得ない理由により修正又は変更が生じた場合で、市が承諾したものについてはこの限りではない。

ウ　企画提案図書等の帰属

提出された企画提案図書等は、南相馬市に帰属しないものとする。

エ　企画提案図書等の使用

提出された企画提案図書等について、市が公表等により使用するときは、その全部又は一部を応募者に断りなく無償で使用することができる。

オ　複数の提案の禁止

応募者は、複数の提案を行うことはできない。

カ　企画提案図書等の返却

提出書類等は、返却しない。

キ　地元への貢献

本施設の工事を行う企業の選定(下請け等)にあたっては、極力地元企業を採用すること。

## 10　候補事業者の選定手順

### （1）審査体制

設置要綱第１条に基づき、「南相馬市大型園芸施設整備事業（鹿島区南海老）公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において審査・選定を行う。

### （2）プレゼンテーションの実施

応募のあった内容の説明、及び提出書類の内容等に関する質疑応答を行う場として、11 月上旬に、プレゼンテーションを実施する。日程等は、応募者ごとに別途通知する。

### （3）審査及び選定方法

審査委員会を開催し、応募者の提出書類及びプレゼンテーション時のヒアリングの内容により、事業の具体性や効果等を総合的に審査し、最も評価の高い応募者を候補事業者として選定する。

なお、審査・選定に関して、応募者が１社のみの場合であっても、審査委員会において、内容の審査を行い、選定の可否を決定する。ただし、当市が定める最低基準得点（120 点）に満たない場合は不採用とする。

また、いずれかの審査項目において 0 点の評価があった場合も不採用とする。

### （4）審査項目及び基準

上記(３)に掲げた審査において、以下にある項目及び基準に基づき、候補事業者を選定する。

「南相馬市大型園芸施設整備事業（鹿島区南海老）」審査項目及び基準

<table>
<tr><th colspan="4">審査項目</th><th>審査基準</th><th colspan="2">評価ウェイト</th></tr>
<tr><td rowspan="6">実績</td><td colspan="3" rowspan="3">園芸施設の実施設計件数<br>＜平成 17 年 4 月 1 日から公告日まで＞</td><td>10 件以上　10 点</td><td rowspan="3">10</td><td rowspan="6">20</td></tr>
<tr><td>5 件以上　5 点</td></tr>
<tr><td>1 件以上　1 点</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="3">園芸施設の施工件数<br>＜平成 17 年 4 月 1 日から公告日まで＞</td><td>10 件以上　10 点</td><td rowspan="3">10</td></tr>
<tr><td>5 件以上　5 点</td></tr>
<tr><td>1 件以上　1 点</td></tr>
<tr><td rowspan="5">企画提案</td><td rowspan="2">実施方針</td><td colspan="3">事業の目的、内容、条件等の理解度について</td><td>10 点</td><td>10</td><td rowspan="2">30</td></tr>
<tr><td colspan="3">事業工程の実効性について</td><td>20 点</td><td>20</td></tr>
<tr><td rowspan="4">地域貢献</td><td colspan="3">地元産業の活用について</td><td>10 点</td><td>10</td><td rowspan="4">15</td></tr>
<tr><td rowspan="3">建設業法上の本店・支店・営業所所在地について※</td><td>南相馬市内</td><td>5 点</td><td rowspan="3">5</td></tr>
<tr><td>福島県内</td><td>3 点</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>1 点</td></tr>
<tr><td>生</td><td colspan="3">各施設の構成・構造等に関すること</td><td>15 点</td><td>15</td><td>50</td></tr>
</table>

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 産経営 | 生産機能に関すること | 25点 | 25 | |
| | | 経営計画に関すること | 10点 | 10 | |
| 技術提案 | | 栽培技術指導について | 15点 | 15 | 55 |
| | | 病害虫対策について | 15点 | 15 | |
| | | 経費削減策について | 10点 | 10 | |
| | | 保証内容について | 15点 | 15 | |
| 見積価格 | | | 最低価格 30点 | 30 | 30 |
| | | | ２位 20点 | | |
| | | | ３位以下 10点 | | |
| 合計 | | | | 200 | |

※共同企業体の場合は、構成員の所在地のうち、最も得点の高い所在地を対象とする。

**（５）選定結果の通知**

選定結果については、全応募者に文書で通知する。なお、審査内容及び選定結果に係る質問、異議等は一切受け付けない。

## 11　応募者の失格

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

①提出書類及びプレゼンテーション時のヒアリング内容に虚偽が発覚したとき
②本要領に定める事項に違反したとき
③選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったとき
④その他、本事業の遂行に不適当と認められたとき

## 12　契約に関する事項

**（１）候補事業者の取扱い**

市は、審査委員会によって選定された候補事業者と企画提案図書及びプレゼンテーション時のヒアリング内容に基づき契約に関する協議を行う。ただし、協議が不調の場合は、次に優秀とした者と順次協議を行う。

**（２）本契約までの流れ**

契約に関する協議により、本件の契約金額が150,000,000円以上となる場合は、随意契約により仮契約を締結する。その後、契約の締結について議会の議決を得た場合、本契約とする。

なお、契約の締結について議会の議決を得られない場合、市は仮契約を解除し、本契約を行わないものとする。仮契約を解除した場合、市は一切の損害賠償の責めを負わない。

**（３）契約保証金**

契約を締結しようとする者は、南相馬市財務規則第97条の規定により、請負代金又は契約代金の額の10分の1以上の額の契約保証金を現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、指定金融機関又は指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めなければならない。

ただし、南相馬市財務規則第99条に該当する場合は、これを減免する。

**（４）関連事業**

本事業は、南相馬市議会定例会において、本事業用地の造成工事に係る契約が成立することを前提としてプロポーザルを実施するものであるため、当該契約が不成立の場合は、本業務の契約においても本契約への移行を中止するものとする。その場合、市は一切の損害賠償の責めを負わない。

## 13　留意事項

### （1）プロポーザルの実施不可について

参加資格事業者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)」に抵触する行為を行ってはならない。また、公正にプロポーザルの実施を執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合は、応募者をプロポーザルに参加させず又はプロポーザルの執行を延期もしくは取りやめることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることもある。

また、その他、市が必要と認めたときは、プロポーザルの実施を延期し、又は中止することがある。

### （2）参加辞退

応募者は、企画提案図書の提出期限までの間、いつでも本プロポーザルの応募を辞退することができる。応募を辞退する場合は、応募辞退届(手引き 様式 3)を提出すること。なお、提出方法は持参のみ受け付ける。

### （3）費用負担

契約締結に至る上記全ての手続きのうち,応募者が実施する行為に関しては、応募者は自らの責任と費用負担により、これを行う。

### （4）募集要項の内容変更

募集要項の記述内容の変更があった場合は、市ホームページで公表する。

### （5）関係図書の貸出し

企画提案図書の作成に当たって、次の関係図書の貸出しを行う。

①貸付期間

平成 27 年 9 月 29 日(火)午前 9 時から平成 27 年 10 月 28 日(水)午後 5 時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

②貸付・返却受付

平成 27 年 9 月 29 日(火)から平成 27 年 10 月 28 日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)の午前 9 時から午後 5 時まで（午後 0 時から午後 1 時を除く）

③貸出・返却場所

経済部農政課再生係（南相馬市役所北庁舎 1 階）

※直接、借受・返却すること

④対象資料

電子媒体（CD-R）を 1 部貸し出す。

・造成計画図書一式（形式：DWG、PDF）
・地質調査図書一式（形式：PDF）
・水源調査図書一式（形式：PDF）

### （6）入札参加資格申請受付に関する事項

平成 27・28 年度南相馬市入札参加有資格者名簿に登録してない者の入札参加資格審査申請の受付方法は「14 入札参加資格申請受付に関する事項」を参考にすること。また、共同企業体の入札参加資格審査申請の受付方法は、「15　共同企業体申請受付に関する事項」を参考にすること。

## 14　入札参加資格申請受付に関する事項

### （1）申請に必要な書類及び申請方法

申請は、「申請の手引き」を確認した上、申請書類を以下の（5）の担当課まで持参すること。郵送による申請は、一切受け付けない。なお「申請書」及び「申請の手引き」は、市ホー

ムページにて掲載しており、内容の問い合わせは、南相馬市総務部財政課管財契約係で受け付ける。

（２）申請受付期間

平成 27 年 9 月 29 日(火)から平成 27 年 10 月 14 日(水)まで(土曜日､日曜日及び祝日を除く)の午前９時から午後 5 時まで（午後 0 時から午後 1 時を除く）

（３）申請に関する留意点

申請の際は「南相馬市大型園芸施設整備事業（鹿島区南海老）公募型プロポーザル」に関する申請書提出である旨を申し出ること。

（４）申請の担当課及び問合せ先

南相馬市総務部財政課管財契約係（南相馬市役所本庁舎 3 階）
電話：0244-24-5225
FAX ：0244-24-5214

15　共同企業体申請受付に関する事項

本プロポーザルへの参加に当たり、共同企業体として入札参加登録をする場合は、以下のとおり申請書類を提出すること。

（１）提出書類

①共同企業体申請書
②共同企業体協定書
③共同企業体編成表
④経営規模等評価結果通知書
⑤建設業許可通知書
⑥委任状
⑦平成27・28年度入札参加資格審査申請書受理票（写し）

（２）申請受付期間

平成 27 年 9 月 29 日(火)から平成 27 年 10 月 14 日(水)まで(土曜日､日曜日及び祝日を除く)の午前 9 時分から午後 5 時まで（午後 0 時から午後 1 時を除く）

（３）申請受付場所

南相馬市総務部財政課管財契約係（南相馬市役所本庁舎 3 階）

（４）申請受付方法

持参（郵送等は不可）

（５）申請に関する留意点

① 申請の際は「南相馬市大型園芸施設整備事業（鹿島区南海老）公募型プロポーザル」の共同企業体に関する申請書類の提出である旨を申し出ること。
② 本プロポーザルの参加表明書の受付期限までに確実に審査及び確認を受けられるよう留意すること。
③共同企業体入札参加登録申請が受理された場合でも、プロポーザル参加資格の審査により参加資格がないと判断されたときはプロポーザルに参加できない。